

## 平成30年白老町議会定例会5月会議会議録（第1号）

平成30年 5月30日（水曜日）

開 議 午前10時11分

散 会 午前11時11分

---

### ○議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 議案第1号 白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

第 4 議案第2号 財産の処分について

---

### ○会議に付した事件

議案第1号 白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 財産の処分について

---

### ○出席議員（14名）

1番	山田和子君	2番	小西秀延君
3番	吉谷一孝君	4番	広地紀彰君
5番	吉田和子君	6番	氏家裕治君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
9番	及川保君	10番	本間広朗君
11番	西田祐子君	12番	松田謙吾君
13番	前田博之君	14番	山本浩平君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○会議録署名議員

11番	西田祐子君	12番	松田謙吾君
13番	前田博之君		

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦君
副	町	長 古俣博之君
副	町	長 岩城達己君

教 育 長	安 藤 尚 志 君
総 務 課 長	高 尾 利 弘 君
財 政 課 長	大 黒 克 己 君
企 画 課 長	工 藤 智 寿 君
象徴空間整備統括監	笠 巻 周一郎 君
経 済 振 興 課 長	森 玉 樹 君
農 林 水 産 課 長	本 間 弘 樹 君
生 活 環 境 課 長	本 間 力 君
町 民 課 長	山 本 康 正 君
税 務 課 長	久 保 雅 計 君
上 下 水 道 課 長	池 田 誠 君
建 設 課 長	小 関 雄 司 君
健 康 福 祉 課 長	下 河 勇 生 君
高 齢 者 介 護 課 長	岩 本 寿 彦 君
学 校 教 育 課 長	鈴 木 徳 子 君
生 涯 学 習 課 長	武 永 真 君
消 防 長	越 前 寿 君
病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君
象徴空間周辺整備推進課長	舛 田 紀 和 君

---

○説明のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 裕 明 君
主 査	小 野 寺 修 男 君
主 任	葉 廣 照 美 君

---

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日、5月30日は休会の日ですが議事の都合により特に定例会5月会議を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、11番、西田祐子議員、12番、松田謙吾議員、13番、前田博之議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成30年白老町議会定例会は6月30日まで休会中ありますが、会議条例第6条第3項の規定により休会中にもかかわらず議事の都合により5月会議を開くこととしたところであります。

本委員会での協議事項は平成30年の定例会5月会議の運営の件であります。

町長の提案にかかるものとして条例の一部改正1件、財産処分1件の議案2件であります。担当課長からその概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

これらのことから5月会議の再開は本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

---

◎議案第1号 白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第3、議案第1号 白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） おはようございます。まず議案説明の前にこのたび、条例改正につきまして法律の改正条文の解釈に相違がございまして本来、3月会議に上程すべきところ提出が遅れましたことにつきまして申し訳ございません。

それでは議案説明に入らせていただきます。議1-1をお開きください。議案第1号 白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年5月30日提出。白老町長。

改正文の朗読については省略させていただきます、次に附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第2号及び第3号の規定は、平成30年4月1日から適用する。

続きまして、議1-2をお開きください。議案説明でございます。

「高齢者の医療の確保に関する法律」の一部改正に伴い、住所地に係る特例を受けて本町の国民健康保険の被保険者とされていた者であって、当該特例を引き継いで本町が加入する北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者となる者を、本町が保険料を徴収すべき被保険者に加えることのほか、所用の整備を行うため本条例の一部を改正するものである。

次のページ、新旧対照表でございます。第3条の改正内容につきましては後ほど説明資料でご説明させていただきます。附則の第2条につきましては、平成20年度において被扶養者であった被保険者における保険料の徴収の特例は現在のところ特に規定する必要がなくなったため削除するものであります。

それでは議案第1号の最後につけております、議案第1号説明資料による説明をさせていただきます。1の改正概要につきましては記載のとおりでございます。

2の改正内容でございます。今回の改正は後期高齢者医療制度における住所地特例の見直しに伴うものでございます。他の都府県の施設等に入所し、国民健康保険の住所地特例の適用を受けている被保険者が75歳の年齢到達又は65歳以上の障がい認定により後期高齢者医療保険に加入する際には従来は住所地特例の適用外となっておりましたが、改正後は継続して住所地特例となることから本町が保険料を徴収する被保険者規定について改正をいたすものでございます。例として68歳のときに白老町からA県B市に転出した方のケースを記載しております。こちらのほう、まず白老町に住所がある場合につきましては当然ながら白老町の国民健康保険の被保険者になりますので現行、改正後とも変わりません。次にこの方が68歳でA県B市に転出し施設入所された場合、その施設に住所を移された場合、本来住所ですと住所がA県B市に住所がありますので居住地の国民健康保険の被保険者となりますが、施設入所をされておりますので住所地特例が適用されまして従前住所地である白老町の国民健康保険の被保険者となります。これも現行、改正後ともに変わりません。今回、改正となりましたのは、この方が75歳になって後期高齢者の医療保険に加入したときに現行では住所地の属する都府県の後期高齢者広

域連合の被保険者となりますが、改正後は住所地特例が適用されまして北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者となるということでございます。なお今回、さかのぼって適用させていただく4月1日から本日までの改正の対象となる方はおられません。

以上で議案説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(保険料を徴収する被保険者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項又は第2項の規定の適用を受ける被保険者であって、これらの規定の適用を受けるに至った際白老町に住所を有していた被保険者</p> <p>附 則</p> <p><u>(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)</u></p> <p><u>第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <p><u>第1期 10月1日から同月31日まで</u></p> <p><u>第2期 11月1日から同月30日まで</u></p>	<p>(保険料を徴収する被保険者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項又は第2項<u>(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、これらの規定の適用を受けるに至った際白老町に住所を有していた被保険者</p> <p><u>(3) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により白老町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u></p> <p>附 則</p> <p><u>削る</u></p>

<p>第3期 12月1日から同月25日まで</p> <p>2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における町長が別に定める時期とする」とする。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 略</p>
---	---------------------------------

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 白老町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔全員挙手〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

#### ◎財産の処分について

○議長（山本浩平君） 日程第4、財産の処分についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議2-1をお開き願います。議案第2号 財産の処分について。

次のとおり財産を処分するものとする。平成30年5月30日提出。白老町長。

1、処分する財産、土地でございます。全部で8筆ありますので、所在、地番、地目、地積の順で順次読み上げます。白老町若草1丁目659番3、雑種地、994.57平方メートル。白老町若草1丁目664番2、原野、434.77平方メートル。白老町若草1丁目1018番94、原野、4,451.25

平方メートル。白老町若草1丁目1105番1、原野、861.72平方メートル。白老町若草1丁目1106番、原野、249.16平方メートル。白老町若草1丁目1107番、原野、28.08平方メートル。白老町若草2丁目1109番26、原野、1,786.74平方メートル。白老町若草2丁目1019番29、原野、967.50平方メートル。合計8筆、9,773.79平方メートルです。

続きまして、物件です。所在、白老町若草町1丁目661番2。種類、温泉権。許可年月日、昭和44年5月17日。許可番号、環第581号。

2、処分予定金額、5,801万4,187円。内訳といたしまして土地、3,176万4,817円。物件、2,625万円。

次のページでございます。

3、処分の目的、ポロト地区温泉施設整備用地として売却するため。

4、処分の方法、随意契約による売却。(公募型プロポーズ方式)でございます。

5、処分の相手型、白老郡白老町若草町1丁目1018番地1、株式会社白老ホテルマネジメント、代表取締役十川隆。

次のページでございます。議案説明で。財産(土地・物件)を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第7号)第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本件の土地の売却代金額につきましては1平方メートル当たり3,250円となっております。これは鑑定評価によるものでございます。又、温泉権の価格につきましては白老振興公社からの買い戻し価格と同額としてございます。なお当該、売買契約につきましては、さる5月25日に仮契約を締結しており本議会の議決をもって本契約となるものでございます。

次のページに図面を添付してございます。左側の飛び地となっているところが泉源の場所でございます。以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

○議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

○1番(山田和子君) 1番、番山田です。星野リゾートさんの界シリーズは、自然と融合して地元の食文化を活用されて癒しの空間を演出されていて、とっても建設されるのをすごく楽しみにしているのですけれども。着工日ですとか、工程などわかっていらっしゃったら説明をお願いいたします。

○議長(山本浩平君) 舛田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長(舛田紀和君) 今現段階でのスケジュールについてご説明をいたします。今現在につきましては施設全体のデザイン含めた基本計画を今まさに計画を策定している段階でございます。ただ、今星野との協議につきましては工事着手の予定としましては来年の3月をめどに現地着手という予定で取り組んでいるところでございます。

○議長(山本浩平君) 1番、山田和子議員。

○1番(山田和子君) 1番、番山田です。関連になりますけれども、子供たちのスケート学習についての協議等は星野リゾートさんもしくは教育委員会の中でどのように進められている

のかお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 特に星野リゾートさんの中では直接は行ってはおりません。

○議長（山本浩平君） 1番、山田和子議員。

○1番（山田和子君） では、今年度の冬のスケート学習についてはどのような方向になっているのかお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） まず29年度、リンクが実施できませんでしたが、実施にあたっては役場の関係各課集まりまして、どのような具体的な事業展開ができるのかということで一度相談しながら計画を立てたところでございます。残念ながら暖冬のために29年度は実施できませんでした。30年度はさらに29年度に予定していた駐車場が具体的には工事ははじまりますので、現状ではなかなか今すぐ30年度実施できるというような状況にはないのですけれども、また関係課で一度集まりましていろんな方面、角度から検討していきたいというふうに考えております。いずれにしてもスケートを行うにしても保護者の方々がスケート靴を用意する時期もございますので、直近になって方向を出すということではなくて、なるべく早めに方向を出していきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑のあります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 温泉ホテルの1日でも早い開業を心から期待しているものです。ぜひ歓迎したいと思います。そこで、きょうの温泉施設用地の売却先の株式会社白老ホテルマネジメントについて伺います。さきのプロポーザルにて去年の29年の6月28日、株式会社八重山ホテルマネジメントが選定されました。そのときに今後、社名をきょうの売却先である株式会社白老ホテルマネジメントに変更するところがありました。そこで伺いますけれども、この白老ホテルマネジメントの同社の設立時期と会社の概要はどのようになっているのか伺います。

○議長（山本浩平君） 舛田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舛田紀和君） 白老ホテルマネジメントの法人登記につきましては29年7月26日に法人登記がされております。今後、この会社の計画概要といいますのが、今現在、計画云々の整備計画のほうの作業を着々と進めている段階でして、まだ白老ホテルマネジメントがホテルをポロトに建設される施設の経営会社ということは確認はとっておりますが、その事業展開の内容については協議の中では確認は取れておりません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私が言っているのは今、法人登記しましたよね。会社の組織がどうかということ。具体的に言いますと、ここの住所ありますけれど開業に至るまでの事務所の実態、社員の配置なんか、常駐あるのかどうか、そういう部分、白老での活動、開業までのです。開業したあといろいろまたあると思います。そういうことです。それと、さきのプロポーザルのときに事業協定の締結を昨年12月ごろに予定しているよとあるのだけれど、この締結は行われているのか。そして現地の法人もできていますから締結の内容はどのようになっているのか

伺います。

○議長（山本浩平君） 舛田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舛田紀和君） ホテルマネジメントの人材の部分については基本的には今、建設予定としております温泉施設内に事務所を設けて営業されていくという状況でございます。ただ現在は建物等が今後、来年3月からという予定となっておりますので、現在は星野リゾートの本社側のほうでいろいろ担当の方が協議の計画を立てているという状況にあります。今後、その建物等の改修、整備が整った中で白老で事務所を設けて営業展開を進めていくということになってございます。

それと協定の部分につきましては、先ほど25日に仮契約を済ませております。今回の議決をもって本契約と。今後、白老町と星野グループとの間におきましては現在、土地の売買契約等につきましては今回の議会をもつての承認となりますが今後、町と星野グループで考えておりますのはパートナーシップ協定というものを今後、早い段階で一度結ばせていただいて、このパートナーシップの目的としましては白老町ポロト地区に国の施設と隣接した温泉宿泊施設を設立するということも含めまして今後、集客ですとか回遊性の相乗効果を町と星野グループと一体となつてまちの発展に進めていきたいという、そういった部分を考慮した中でそういう協定を検討しているところでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） どうこうという意味で聞いているのではなくて、よりよい施設をつくってもらいたいし町民の方も信頼した中で、この会社を育てていっていただきたいということで実態をある程度理解しておくことが必要ではないかということで質問していますので、そういう観点で町民のみなさん、そういう会社がやってくれるのだなということが理解できるように町も信頼関係のある情報を発信していく必要があると思います。そういうことで私聞いているのです。ですから今言った事業協定の締結、議会のほうで資料の中で昨年12月に締結するよと言ったことはまだやっていなくて今、答弁あったような内容を整理して締結に向けて進んでいるという解釈でいいですか。

○議長（山本浩平君） 舛田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舛田紀和君） すみません。先ほどの12月の協定の部分につきまして前回、ご説明させていただきましたのはこの土地の売買契約を含めた契約という説明で当時、させていただいております。今回は事業協定の部分について今後、改めて再度そういった協定を結んでいきたいという考えがございまして。

先ほどの社員、従業員の部分につきましてはプロポーザル終了以降、何度か本社とは協議を重ねさせていただきまして地元雇用ですとか、そういった部分を含めて本社から来られる社員も含めてそういった形で白老でそういう場を設けながら営業展開をしていきたいというふうには協議の中ではお聞きしております。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑をお持ちの方はどうぞ。

12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 12番です。確認したいなものなのですが、ポロト温泉というの

は浴場を必要とする方々があそこを利用しておりました。解体されるときに非常に惜しみない言葉がずっとみなさんから出ていたのですが。このホテルに売却契約をすれば会社のもので、まちの浴場がどうのこうのというのは町民の言葉だけであって、これはどうなるか私はわからないと思っています。というのはヴィラスピカですか。あそこも前の会社の際にいろいろな売却するときにまちが2ヘクタール売却するときの条件として町民が利用できる浴場と、それからもう一つはいきいき4・6に泉源を提供するという契約だったのです。ところが経営者が変わると、結果的にそんなことは知らんぷりです。ですから私は白老の今の新会社の温泉を私は売却すべきではないと議会で言っているはずなのだ、議事録であります。まちが新しい泉源を掘って、お湯を提供したらどうだと私はこういう案を前に出してあります。ところが全部、売却したのですが。白老でたった2本の泉源です。1本はスピカのところ。それからポロトの泉源2本しかないやつ、これが全部民間の物になってしまうわけですから。私は白老には浴場がないわけですよ。そこをきちんと、新しい会社と契約、約束ができるのかとか。できるかというよりも、この約束をどのような形になっているのか、ここを1つ聞いておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 舩田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舩田紀和君） 今回の町有地売却に伴う仮契約書の中ですが、まず特約条件といたしまして宿泊施設、それから日帰り施設の設置というものを設けさせていただいております。それから事業の継続期間につきましてもプロポーザルの募集要項にもうたっておりますが20年の継続と。ただそれは20年でいいというお話ではございません。今後、そういった20年の事業計画、宿泊ですとか日帰りのそういった条件の中で契約を今回、結ばせていただいております。ただ今後引き続き、建てたあとも建てる前もなのですが今後引き続き、町と星野グループと継続してポロト湖の日帰り温泉施設の部分の復元という名目でも、この事業を展開しておりますので、そういった部分につきましては今後も協議を重ねていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） そういうことはそのとおりだと私は思う。でも、この星野リゾートはおそらく立派なホテルだと思う。それから日帰り客と星野リゾートに泊まる方の客層、全く違いますよね。高級ホテルに泊まる方と。日帰り客のほうは少なくとも作業着で風呂に入りに行くわけですから。ですから、こういうことでそんな簡単なことにはならないと私は思っているのだ。そのうち、日帰り客を入れないとか、また会社がなくなるかもしれないし。会社は生き物だから。こういうことを含めると私は前に心配して言ったのは泉源は売却すべきでないと言ったのはここにあったのだ。そういうことを、いくらきちんとやって人の財産にけちつけたってどうしようもないのだ。先ほどのヴィラスピカみたいに約束しているものだって、いきいき4・6に切られてしまうのだ。業者が変われば。こういうこともあるから、きちんとしたそのことをどうやってやっていくのか、その辺は私は大変なことだと思うのですが、その辺をどう考えて今おられるのかということ、もう1回だけお聞きしておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） ただいまのご質問であります、これまでもこの温泉施設のプロポーザルにあたっては今、松田議員がおっしゃるとおりご意見として泉源は町で持っていたほうがいいのではないかと、こういうことはご意見として承っております。プロポーザル入っていく上でも諸条件をいろいろ積み重ねた中で町としてどちらが有利かと、今後泉源を持っていることの維持管理費そういったことも全部トータルで含めた判断として売却しようという決断になって本日になったわけでございます。今、ご心配されているとおり今後の展開、民間会社ですから明日どうなるかわからないという、いろんな課題、危機感を持って町も対応していかなければならないと思いますが、何よりも今まで町民のみなさんが利用していたポルト温泉でありますし、こういうモール温泉というとても泉質のいい温泉でありますから、いろいろご指摘のあった客層も違いうだろうとかいろんな部分がありますので、その点は星野さんとも十分、町の考えを意見をその点は申し上げて利用がしっかりできるようなそういう展開は進めていきたいと。今後の星野さんとの協議の中でも、きょうあつたご意見を踏まえた中で申し上げて利用しやすい、そういう温泉ホテルに展開していきたいと。宿泊棟は宿泊棟である程度、客層が違ふというのは十分わかります。タオル1本持って町民の方が憩える場、そういう部分の必要性も訴えてありますので、その辺がきちんと担保できるようなそういう協議に入っていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 言っていることはわかりました。もしもの場合があるわけだ。そういうときに、あの泉源を買い戻すとかそういうことも含めた条件をつけた売却の仕方というのは私は必要だと思うのです。なぜそうかという今このヴィラスピカ見てごらん。私ももちろん議員ですしその当時私が言ったのです。きちんと契約しておいているかと。2ヘクタール売却するとき、ちょうどいきいき4・6ができる場所ですから、あそこに泉源を売れるとこれはきちんとした契約をしたのです。ところがその契約書がなくなった云々で今あのような形で利用できなくなっている。ですから私は心配して言っているのだけれども。もしものときに買い戻しできるくらいの要項を1項入れておいたほうが私はいいような気がするのですが、そんなことも考えてみてもどうかと思うのですがどうですか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） きょういただいたご意見という部分はお受けしたいと思いますが、きょうこの場でそういう1項入れる入れれないというのはなかなか判断難しいと思いますので今後、町のほうの検討材料とさせていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。まずここまでこぎつけることができたということを楽しみたいと同時に、これまで努力されてきた関係課のみなさんに敬意を表したいなと思っております。この安定性という観点から同僚議員からも質問ありましたがけれども、株式会社白老ホテルマネジメントが白老町に法人登記をしたという本社をここに構えたことは町税その他の観点から見ても大変喜ばしいことだと思っております。この会社、資本については星野リゾートグループから100%の子会社というような解釈でいいのかどうか。こちら側の売却の

相手方として示されていますけれども、ここから建設そして運営と進んでいくわけですが、そういった場合も白老ホテルマネジメントさんが担っていくといったような解釈でよろしいのかどうかについて。

○議長（山本浩平君） 舛田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舛田紀和君） 資本率につきましては今、数字を持ち合わせておりませんので、後ほどご答弁させていただきたいと思います。基本的には星野リゾートグループのグループ会社として設けられて会社でございます。詳しい部分につきましては調整をさせていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 星野グループという全国でも名だたるリゾートグループの一員であるということは、ある程度の解釈はできているのですけれども。安定性大事ですので、そういったあたりが貴重な町の財産を処分する相手方としてどういったことが担保されているのかという観点大事だと思いますので、後ほどで結構です。

進出にかかわっての規制の関係なのですけれども、土地利用や都市計画、また森林に対しての自然保護の観点からさまざまな規制が加えられていると思うのですけれども。こういった部分については基本的には全てクリアしているといったような解釈でよろしいのかどうかについて。

○議長（山本浩平君） 舛田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舛田紀和君） 景観部分につきましては基本的なコンセプトがポロトの森の自然と連動させるという計画でございます。現在、協議の中で進めております植樹等に使う樹木につきましても町内での調達を検討を進めながら隣接する公園との取り合いも含めて協議を進めている状況でございます。建設に伴っています自然景観上、特に今の計画の中では問題がないという認識でございます。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） わかりました。それでは規制の関係の中でも特に重要な泉源、湯量の関係についてなのですけれども。公募型プロポーザルの提案の中で町民向けに温泉施設も併設していることに対しては大変歓迎したいと思っているのですけれども当然、宿泊施設としてもある程度の規模を確保していますし、そうなってくると湯量の問題が出てくると思うのですけれども。そのあたりはどういった規制の関係、相当厳しいと思うので湯量がきちんと確保できるのかどうかについて、その確認と。今回の進出ということを、ここまで積み上げてきたわけですが、これが町にとって政策的にどのような意味づけを持っていくのかという部分、どのように押さえているのかどうかについて。当然、町内調達の関係や経済効果、宿泊施設が不足気味であるという認識をこれまでも伺ってまいりましたけれども。今回の進出がどのような町にとってプラスの部分、パートナーシップのお話も出ていました。こういった部分、どのように考えて捉えていくのかどうかについて最後に伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 舛田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舛田紀和君） まず私のほうから湯量の部分についてご説明を

させていただきます。現在、湯量の部分につきましては昨年秋に星野リゾートさんと一緒に現地立会いを行いまして、ポンプのくみ上げ調査を実施しております。現在、届出を出している湯量の限られた範囲の中で今まだ現在いくらかくみ上げる量がふやすことが今のポンプの機能では可能という部分も検証で把握しております。今後は温泉の宿泊客に対する温泉の施設、それから日帰り入浴の温泉施設の湯量を温泉の規模に合わせて、どれだけの規格が必要かと検証も含めておりますが、現段階の協議の中では現在の井戸を若干もしかしたらグレードアップをするような形でポンプをくみ上げるという計画もなされてはおります。それと先ほど私のほうからパートナーシップの部分につきましてのご答弁させていただいた部分でございますので若干、触れさせていただきますが現在、星野リゾートさんとのパートナーシップの協定としましては2020年の供用開始に向けて建設に伴う部分での町とそれから星野リゾートとのパートナーシップの部分を計画はしております。ただ今後、象徴空間の施設それから町内の観光周遊、それに伴った隣接した温泉施設ができるという部分も含めまして今後その内容については検討をしていきたいというふうに考えています。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 町における政策的な視点ということでございます。今、ご質問の中にもございましたが、経済効果というのは非常に大きいかなと。今後、協議の中に入っていきますけれども地元調達、地元のものを使っていたきたいということがございますし、また雇用という面も白老町で地元での雇用を進めたいという、こういうお話もいただいています。また星野リゾートというネーミング、これだけですでにプロポーザルでこういうところがくるのだというお話をそれぞれ本州に行ったときにお話をしても、星野さんがいくのですかと、それだけ白老というところは魅力あるまちなのですねと、こんなお話をいただいたり、また全国展開しておりますのでPRと言いましょか、星野さんの力添えでメディアに露出したりですとか、そういう点でも北海道白老町があるそこにあるホテルという部分で、さまざまな視点で効果がそういった効果が表れてくる。当然、根底には象徴空間というのはございますけれど、白老町の魅力を発信していける場、白老牛があつたりたらこがあつたり特産品も地元でこういったところで購入できる、そういったさまざまな展開も可能になっていくかなというふうに捉えてございましたけれど、経済効果が大きく発展するかなと押さえてございます。

○議長（山本浩平君） 舩田象徴空間周辺整備推進課長。

○象徴空間周辺整備推進課長（舩田紀和君） 私のほうから先ほどの資本金にかかわる答弁漏れの部分についてご説明いたします。白老ホテルマネジメントについては星野リゾートの子会社としまして資本金が現在、法人登記の書類で今ご説明いたしますが資本金の額については100万円という形になっております。それ以外の詳細については不明でございますが現時点で我々のほうで把握している部分についてはそういった形になります。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑あります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 財産の処分について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔全員挙手〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。明日5月31日から6月30日までの間は休会となっておりますのでご承知おき願います。

本日はこれをもって散会いたします。

(午前10時42分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 西 田 祐 子

署 名 議 員 松 田 謙 吾

署 名 議 員 前 田 博 之